建設工事等成績評定評価委員会設置要領

（設置）
第１　奈良県広域水道企業団の建設工事等の成績評定に関する事項を審議するため、建設工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２　委員会は、次に掲げる事項について審議する。
（１）　建設工事等の成績評定の公平性及び客観性に関する全般的な事項
（２）　工事完成検査（成績評定）書の評定に関し、受注者から説明の請求があった場合の対応に関すること。
（３）　前２号に掲げるもののほか、建設工事等成績評定要領の運用に関すること。

（組織）
第３　委員会は、次に掲げる委員で組織する。
（１）　事業部長
（２）　計画課長
（３）　技術・危機管理課長
（４）　事業管理課長
（５）　計画課主幹もしくは課長補佐
（６）　技術・危機管理課主幹もしくは課長補佐
（７）　事業管理課主幹もしくは課長補佐
２　委員長は、事業部長をもって充てる。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第４　委員会の会議は、第２（２）の説明の請求があった場合その他委員長が必要と認める場合に、委員長が招集する。

（委員以外の者の出席）
第５　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）
第６　委員会の庶務は、技術・危機管理課技術管理係において処理する。

附則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。